

2025 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名 代表取締役社長 和 田 英 明
(コード番号:9435 東証プライム)
問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 21 日付の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分の概要

(1)	処分期日	2025 年 6 月 13 日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,485 株
(3)	処分価額	1 株につき 38,840 円
(4)	処分総額	174,197,400 円
(5)	処分予定先（割当予定先）	当社子会社の従業員 7 名 4,485 株
(6)	その他	本自己株処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023 年 11 月 13 日及び 2024 年 5 月 15 日開催の取締役会決議により、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を対象に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員又はこれに相当する従業員、当社子会社の取締役、及び、当社子会社の執行役員又はこれに相当する従業員のうち、持続的な企業価値向上のために特に重要な役割を担う者として当社が認めた者（以下「対象者」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しています。本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象者は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象者に対して支給される金銭報酬債権の総額は年額 4 億 5000 万円以内とし、本制度により発行又は処分される株式の総数は年 20,000 株以内とします。なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、発行又は処分される株式の総数は合理的に調整されるものとします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の 1 株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に

係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として次の事項が含まれることとします。

- ① 対象者は、一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得すること。

今回は、本制度の目的、当社の業況、対象者の職責の内容及び範囲その他の諸般の事情を勘案し、割当予定先である対象者7名に対して当社子会社から金銭報酬債権合計174,197,400円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、当社の普通株式4,485株を付与することといたしました。本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象者が当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。また、持続的な企業価値向上へのインセンティブの付与その他の本制度の導入目的に照らし、譲渡制限期間を3年としております。本自己株式処分において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2025年6月13日から2028年6月12日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」と総称する。）の使用人の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象者が保有する本割当株式の全部についての本譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に、当社グループの使用人の地位から正当な理由により退職した場合は、当社は、処分期日から当該退職までの期間中、対象者が、継続して当社グループの使用人の地位にあったことを条件として、当該退職の直後の時点（当該退職の日が、処分期日の属する事業年度経過後3ヶ月を超えた日より前の日であった場合、処分期日の属する事業年度経過後3ヶ月を超えた日（当該日が営業日でない場合は、当該日後最初の営業日））をもって、処分期日を含む月から当該退職の日を含むまでの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とする。）に、当該退職の時点において対象者が保有する本割当株式数の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式について、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、対象者が当社グループの使用人の地位を喪失する等の一定の事由に該当した場合（上記(2)ただし書に定める場合を除く。）、当該時点において対象者が保有する本割当株式の全部を、当該時点をもって無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点又は上記(2)ただし書に定める譲渡制限解除時点において対象者が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当該時点の直後の時点をもって、無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限

期間中、対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。

なお、当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するため、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関する契約を野村證券株式会社との間で締結しています。また、当社は、対象者より、当該譲渡制限等の内容について同意を取得するものとします。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合で、当該組織再編等の効力発生日等（以下「組織再編等効力発生日」という。）が譲渡制限期間中に到来するときで、かつ、取締役会の決議により当社が認めたときは、処分期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を 36 で除した数に、組織再編等承認日において対象者が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき当社子会社から支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 5 月 20 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 38,840 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でありかつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上